

# 株 主 各 位

名古屋市西区笹塚町二丁目41番地

## 名 糖 産 業 株 式 会 社

代表取締役社長 水 谷 彰 宏

### 第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成24年 6月28日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 名古屋市西区花の木二丁目18番23号  
名古屋市西文化小劇場（名古屋市西図書館地下3階）  
（昨年とは開催場所が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項  
報 告 事 項
  1. 第70期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第70期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件決 議 事 項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 監査役3名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meito-sangyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 事業報告

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災やタイの洪水被害の影響により、経済活動が急速に落ち込みましたが、震災からの復興事業が内需を支え、さらに米国景気の復調や円高の一服により輸出が好転して、緩やかな回復を始めました。しかし、一方では、長期化するデフレ経済に加え、原油高や電力不足懸念、さらに新興国景気の減速や欧州債務危機への不安など、景気の先行きへの懸念材料も依然として残りました。

当社グループの中核事業の一つである菓子・食品の市場におきましては、安全・安心で高品質な商品の提供への取り組みが強く求められる一方で、原材料・エネルギーコストが上昇するなか、消費者の節約志向により低価格競争が激化するなど、厳しい事業環境が続きました。

こうした情勢のもと、当社グループは、商品の安全性確保と品質の向上に引き続き注力するとともに、お客様に喜ばれ満足いただける高付加価値商品の提供ならびに積極的な販売促進活動を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べ4.6%減(下記のチョコレート商品および粉末飲料商品の取引価格変更分を考慮すると2.4%減)の21,069百万円となりました。(食品事業におきまして、取引価格の変更をファミリータイプのチョコレート商品につきましては平成22年9月より、ガゼット袋タイプと大缶タイプの粉末飲料商品につきましては平成23年4月よりそれぞれ実施しております。そのため売上高および販売促進費が前連結会計年度の基準で計算した場合よりも減少しております。)営業利益につきましては、事業の効率化やコストの削減を図りましたが、下半期の売上高の減少、原材料価格の上昇および平成22年に稼動しました3工場の減価償却費の負担増などにより、前連結会計年度に比べ77.6%減の126百万円となりました。また、経常利益は前連結会計年度に比べ43.0%減の624百万円となり、当期純利益につきましては、特別利益に投資有価証券売却益62百万円、特別損失に減損損失29百万円および投資有価証券評価損12百万円を計上しました結果、前連結会計年度に比べ46.7%減の377百万円となりました。

事業分野別の動向は、次のとおりであります。

### 食品事業

当連結会計年度におきましては、主力の菓子部門は新商品を投入して営業施策を積極的に展開しましたものの、消費の盛り上がりが見えないうち低価格競争が加速して減収となりました。チョコレート類は、主力ブランドの「アルファベットチョコレート」や新商品の「つぶ攢り苺チョコレート」、「ぷくぷくたいアソート」は健闘しましたが、「ベストアソートチョコレート」、「ナッツチョコレートコレクション」などのファミリータイプの商品や小袋・小物商品の売上が低迷し減収となりました。キャンディ類は、自社商品・受託商品ともに売上が落ち込み、減収となりました。

粉末飲料部門は、分包タイプの「しょうが紅茶」は好調に推移しましたが、主力の「レモンティー」や「ロイヤルミルクティー」などが販売競争激化の影響を受け減収となりました。

また、主として九州地区で製造・販売している冷菓部門は、猛暑の後押しを受けた前年と比べ自社商品・受託商品ともに苦戦し減収となりました。

そのほか、連結子会社の株式会社エースペーカリーは、平成22年の新工場稼働を契機に、積極的な商品提案や販売促進活動を推進しました結果、主力のパウムクーヘン類やゼリー類の売上が大幅に伸張し増収となりました。

これらの結果、食品事業の売上高は前連結会計年度に比べ4.7%減（チョコレート商品および粉末飲料商品の取引価格変更分を考慮すると2.2%減）の18,643百万円となりました。営業利益につきましては、下半期の売上高の減少、原材料価格の上昇および平成22年に稼働しました新工場の減価償却費の増加などにより、前連結会計年度に比べ43.9%減の649百万円となりました。

### 化成品事業

酵素部門につきましては海外を主な市場としており、企業間競争が激化するなか、原子力発電所の事故に伴う海外での風評被害や円高の影響を受けました。脂肪分解酵素「リパーゼ」は前連結会計年度と同程度の売上を確保しましたが、チーズ用凝乳酵素「レンネット」は苦戦を強いられ大きく売上が落ちました。

また、薬品部門につきましては、「デキストラン」から合成したデキストラン誘導体は健闘したものの、医薬品、X線フィルムなどの原料用の「デキストラン」の売上が落ち込み減収となりました。

これらの結果、化成品事業の売上高は前連結会計年度に比べ3.5%減の

2,040百万円となり、損益面では平成22年に稼動しました2工場の減価償却費の負担や円高の影響を受けて29百万円の営業損失となりました。前連結会計年度は100百万円の営業損失でありました。

#### 不動産事業

不動産事業につきましては、連結子会社のプリンスゴルフ株式会社の収益の減少などにより売上高は前連結会計年度に比べ6.3%減の385百万円となり、営業利益は前連結会計年度に比べ8.9%減の187百万円となりました。

### (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は483百万円で、主なものは名古屋工場におけるチョコレート製造設備ならびに枇杷島工場における粉末飲料製造設備の更新などであります。これらに必要な資金は、自己資金および金融機関からの借入金により調達いたしました。

### (3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、原材料・エネルギーコストが上昇するなかで消費低迷に伴う低価格競争が加速するなど、先行きは厳しい状況が続くものと懸念されます。また、消費者の健康への関心や安全性志向がますます高まるなかで、食品の品質管理や安全性への取り組みが一層強く求められております。

このような状況のもと、当社グループは、お客様の視点に立った安全・安心で高品質な商品を提供するとともに、企業の持続的な発展を図ることを最大の課題としつつ、各事業分野にわたり強靱な企業体質の確立と収益力の向上に努めることにより、企業価値のさらなる増大を目指します。具体的な取り組み課題は以下のとおりであります。

\*食品事業につきましては、原材料価格の上昇、商品の店頭価格の下落という厳しい環境のなか、消費者の多様化したライフスタイルや価値観にお応えできるよう、市場環境を見据えた商品開発および販売戦略に取り組んでまいります。これらにより、お客様に支持され満足いただける高付加価値商品の提供と販売シェアの拡大を推進してまいります。同時に「アルファベットチョコレート」や粉末飲料の「レモンティー」、また株式会社エースペーカーの「厚切りバウムクーヘン」などの中核ブランドのさらなる強化はもとより、グループ各社の連携を一段と強めてシナジー効果を最大限に発揮して、食品事業の強化と拡大を目指してまいります。また、平成22年の株式会社エースペーカーの新工場稼動による生産性の向上、生産能

力の増強を契機として売上規模の拡大を図り、業績のさらなる向上に努めてまいります。さらに、原材料や商品の安全性はもとより、品質管理体制の継続的な拡充と生産体制の一層の強化を図り、お客様に安心してご購入いただける高品質な商品をお届けできるよう注力してまいります。

\* 化成品事業につきましては、酵素部門では主力商品であるチーズ用凝乳酵素「レンネット」の既存の製品ラインに加えて、さらに優れた性質を持つ次世代レンネットの製造・販売の本格化、および平成22年の2つの新工場稼動による生産の効率化と生産能力の増強をベースに海外各国に向けて、積極的な営業活動を展開して販売シェアの拡大に努め、さらなる拡売と収益力の強化を図ってまいります。また、脂肪分解酵素「リパーゼ」やリン脂質製造用酵素「ホスホリパーゼ」の新規用途開発と販売拡充にも注力してまいります。薬品部門では、MRI（磁気共鳴画像）診断用肝臓造影剤『リゾビスト』の原薬である「フェルカルボトラン」の技術を活かした新たな医療分野への用途拡大や、医薬品などの原料用の「デキストラン」の品目拡充と特に海外での販売拡大、およびデキストラン誘導体による化粧品素材や臨床検査用試薬などの新規用途開発も推進してまいります。さらに飼料添加物「ヘルシーフレンド」とその次世代品の用途拡充と販売促進にも引き続き取り組んでまいります。また、環境への配慮と合わせ生産性の向上と生産管理基準のさらなる向上を目指した設備の更新ならびにコストダウンの徹底などを積極的に推し進め、市場競争力の強化を図って事業の拡大に努めてまいります。

今後とも時代の変化に対応し、お客様に信頼され社会に貢献できる企業として継続的に発展するよう、全社を挙げて努力する所存であります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 67 期 (平成21年 3 月期)	第 68 期 (平成22年 3 月期)	第 69 期 (平成23年 3 月期)	第70期(当期) (平成24年 3 月期)
売 上 高(百万円)	23,683	22,605	22,088	21,069
経 常 利 益(百万円)	1,160	1,777	1,096	624
当 期 純 利 益(百万円)	809	1,226	708	377
1株当たり当期純利益(円)	45.81	72.95	42.13	22.46
総 資 産(百万円)	42,336	46,619	44,230	43,627
純 資 産(百万円)	30,355	32,326	30,744	31,172

#### (5) 重要な親会社および子会社の状況

##### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
株式会社エースベーカーリー	40,000 千円	100.00 %	食品の製造販売
名糖乳業株式会社	30,000	100.00	食品の製造販売
プリンスゴルフ株式会社	20,000	100.00	ゴルフ場経営

##### ③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
名糖アダムス株式会社	180,000 千円	50.00 %	食 品 の 製 造

## (6) 主要な事業内容

当社グループは食品、化成品の製造販売および不動産事業を営んでおり、主要な製品等は次のとおりであります。

事業	主要製品等
食品事業	チョコレート、バウムクーヘン、粉末飲料、ゼリー、キャンディ、アイスクリーム、缶飲料
化成品事業	レンネット（チーズ用凝乳酵素）、リパーゼ（脂肪分解酵素）、デキストラン（血漿増量剤、血流改善剤等）、デキストラン・サルフェート（高脂血症剤等）、飼料添加物、デキストラン鉄（動物薬）、フェルカルボトラン（MRI用造影剤）
不動産事業	ゴルフ場の経営、不動産賃貸

## (7) 主要な営業所および工場

### ① 当社

本社	名古屋市西区笹塚町二丁目41番地
支店	東京支店（東京都府中市）、名古屋支店（名古屋市西区）、大阪支店（大阪市福島区）、福岡支店（福岡県福津市）
工場	名古屋工場（名古屋市西区）、枇杷島工場（愛知県清須市）、小牧工場（愛知県小牧市）、八王子工場（東京都八王子市）、福岡工場（福岡県福津市）

### ② 子会社

株式会社エースペーカリー（愛知県小牧市）
名糖乳業株式会社（福岡県飯塚市）
プリンスゴルフ株式会社（福岡県宮若市）

## (8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
555名	2名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均人員218名）は含んでおりません。

## (9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,115 百万円
中央三井信託銀行株式会社	1,040
株式会社大垣共立銀行	1,032
株式会社日本政策金融公庫	800
株式会社中京銀行	195
株式会社三井住友銀行	195

(注) 中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって住友信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となっております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 21,265,000株 (自己株式4,454,689株を含む)  
 (3) 株主数 7,972名  
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
興 和 株 式 会 社	920	5.47
名 糖 産 業 取 引 先 持 株 会	890	5.30
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	785	4.67
高 砂 香 料 工 業 株 式 会 社	753	4.48
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社	713	4.24
興 和 新 薬 株 式 会 社	640	3.81
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	600	3.57
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	453	2.70
東 邦 瓦 斯 株 式 会 社	453	2.70
名 糖 運 輸 株 式 会 社	437	2.60

- (注) 1. 当社は自己株式4,454千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 3. 中央三井信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって住友信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となっております。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

発行決議の日	平成21年6月26日	平成23年6月29日
当社役員の保有状況 取締役(社外取締役を除く)	530個(6名)	910個(6名)
社外取締役	—	—
監査役	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 53,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 91,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1,345円	1,100円
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から 平成26年7月31日まで	平成25年8月1日から 平成28年7月31日まで

#### (2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

発行決議の日	平成23年6月29日
当社執行役員および従業員に対する交付状況	3,780個(65名)
当社子会社の取締役および執行役員に対する交付状況	310個(5名)
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 409,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1,100円
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日から 平成28年7月31日まで

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
水谷 彰宏	代表取締役社長	株式会社エースペーカー代表取締役社長 プリンスゴルフ株式会社代表取締役社長
水野 修	専務取締役 管理担当	名糖アダムス株式会社代表取締役副社長
小島 寛志	常務取締役 生産部長・生産担当	
市川 秀夫	取締役 営業部長兼営業企画部長	
加藤 重昭	取締役 化成品事業部長 兼化成品営業部長	
瀧川 敦志	取締役 名古屋工場長	
山下 喜郎	取締役	大和産業株式会社専務取締役
吉野 俊彦	常勤監査役	
太田 賢一	監査役	公認会計士、税理士
寺澤 弘	監査役	弁護士 日邦産業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役山下喜郎氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役太田賢一氏および寺澤 弘氏は、社外監査役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。  
 3. 監査役太田賢一氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当期中の役員の変動  
 (1) 平成23年6月29日開催の第69期定時株主総会において、瀧川敦志氏および山下喜郎氏は取締役に選任され、就任いたしました。  
 (2) 平成23年6月29日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、酒井 功氏および齋田峰夫氏は任期満了により取締役を退任いたしました。  
 (3) 平成23年6月29日開催の取締役会において、小島寛志氏は常務取締役に選定され、就任いたしました。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 109,258千円 (うち社外 2名 3,500千円)

監査役 3名 16,800千円 (うち社外 2名 4,800千円)

- (注) 1. 平成19年6月28日開催の第65期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額1億3,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は年額2,400万円以内と決議いただいております。  
 2. 上記の対象人員には、平成23年6月29日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。  
 3. 上記の報酬等の額には、ストックオプションとして取締役7名(社外取締役を除く)に付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額12,183千円を含んでおります。  
 4. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与と相当額は含まれておりません。

### (3) 社外役員に関する事項

取締役 山下喜郎

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
大和産業株式会社業務執行取締役であります。同社は、当社と取引を行っておりますが、その取引額は軽微であります。また、健康保険組合を同じくする会社でもあります。
- ② 当事業年度における主な活動状況  
社外取締役就任後開催の取締役会4回の全てに出席いたしました。客観的な観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要  
当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

監査役 太田賢一

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
特記すべき事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会5回および監査役会6回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要  
当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

監査役 寺澤 弘

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
日邦産業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会5回および監査役会6回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要  
当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 36,000千円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,355千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「IFRS（国際財務報告基準）に関するアドバイザー業務」を委託し、その対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

## 6. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「名糖産業グループコンプライアンスマニュアル」（以下「コンプライアンスマニュアル」という）を制定し、これに基づきコンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、各部署にコンプライアンス責任者を置く。
- ② 「コンプライアンスマニュアル」の実施要領の中で、次のことを定めて運用する。
  - ・ 企業行動憲章を役員および社員に周知徹底するとともに広く社会へ周知する。
  - ・ コンプライアンスの理解のための教育を通じ、役員および社員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたる。
  - ・ 内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることを知った場合は、事務局または社外顧問弁護士宛に通報する。（なお、会社は、通報内容を秘守するとともに、通報者に対しては何ら不利益を受けることがない体制を整備した。）
  - ・ 万一問題が発生した場合は、コンプライアンス責任者が速やかに解決にあたり、内容によりコンプライアンス委員会にて審議し、対応する。
  - ・ 違反した場合には、社内規則または取締役会において処分する。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するものとし、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整える。
- ④ このほか、日常発生する法律問題全般に関しては、弁護士と顧問契約を結び、助言と指導を適時受けられる体制を設ける。

## (2) 損失の危険の管理に関する体制

- ① 食品事業においては、ISO9001の導入による品質保証体制と「食品事故危機管理マニュアル」に基づき食品事故防止委員会を設け、化成品事業においては、「医薬品および医薬部外品の製造管理および品質管理規則（GMP）」に基づく品質保証体制のもとに、それぞれ教育訓練・システム検証等を実施し、損失の危険の管理を行う。また、有事には必要に応じ、広報・PL事故等の対応委員会を設置して全社的に対応する。
- ② 東海地震等の有事に備え、「災害時の社員行動基準」を定めて役員および社員に周知徹底する。また、地震警戒宣言が発令された場合は警戒本部を設置し、災害対策を徹底することにより、災害発生後、いち早い会社の機能回復を目指す。さらに、新型インフルエンザの発生時に備え、「新型インフルエンザにおける事業継続基本計画」を定め、感染予防・感染拡大防止策を最優先とした対応を図り、会社の機能を維持する。
- ③ 債権管理については、食品事業は営業本部の管轄の下、「販売管理規程」に基づき、各支店が必要に応じ信用調査を実施し、化成品事業は回収リスクの高い海外との直接取引について、同事業部または経理部ができる限り貿易一般保険や銀行保証などのリスクヘッジを行い、重ねて経理部が計数的管理を行う。
- ④ 平時においては、各部門ごとに予見可能なリスクを洗い出し、そのリスク軽減に取り組む。

## (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「組織規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」等の社内規則を整備し、各部門の権限と責任を明確にするとともに、収益管理を徹底、追求する体制を整える。
- ② 統制環境としては、代表取締役および担当取締役が出席して各事業の進捗を報告する月次決算報告会を毎月開催しており、このほか経営環境の分析、利益計画の進捗状況の把握および社内組織の整備等を目的とした各種会議を定期的に、また必要に応じ開催し、そのうち、部署長（部長・工場長・支店長等）以上で構成する会議には、代表取締役社長、担当取締役および執行役員が出席する。
- ③ 業務の運営については、目標管理制度を導入しており、各年度の予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行し、監視する。

- ④ 日常の職務遂行については、「稟議規程」に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ① 文書等の保存については、法令・社内規則に基づき行う。
  - ② 情報の管理については、情報ネットワークに関する使用規定および運用ルールを定めており、個人情報に関しては、「個人情報保護マニュアル」を制定し、これに基づき、基本方針ならびに運用規定を定めて対応する。
- (5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社企業グループ全体のコンプライアンスは、「コンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンス委員会が統括・推進しており、グループの各子会社にコンプライアンス責任者を置く。また、相談・通報体制については、その範囲をグループ全体とする。
  - ② グループ各社の経営については、当社取締役が各社の取締役を一部兼務するが、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、適正化を図る。
  - ③ 当社グループの財務報告の信頼性を確保することについては、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、これに基づき社長を委員長とする内部統制委員会を設ける等、有効かつ適切な「内部統制報告書」を提出するための体制を整える。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に応じて、総務部および経理部の要員がその任務にあたる。
  - ② 上記の要員が監査役の要請による任務を遂行する場合は、取締役からの独立性を確保することとし、また、要員はその任務を遂行することによって、なんら不利益を受けることはない。
- (7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを知った場合は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

- ② 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
- ③ 代表取締役は、必要に応じ随時、監査役および会計監査人と情報の交換を行うとともに、経営に影響を及ぼす重要事項について協議する。
- ④ 常勤監査役は、月次決算報告会等にも出席し、取締役による経営状況および事業展開状況を詳細に把握・監視するとともに、経営上および事業展開上の問題点の指摘ならびに改善点の勧告を積極的に行う。
- ⑤ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。



## 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,553</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,575</b>
現金及び預金	2,384	支払手形及び買掛金	2,026
受取手形及び売掛金	4,591	短期借入金	670
有価証券	398	1年内返済予定の長期借入金	870
商品及び製品	885	未払金	257
仕掛品	297	未払費用	1,482
原材料及び貯蔵品	747	未払法人税等	116
繰延税金資産	216	返品調整引当金	8
その他	34	その他	143
貸倒引当金	△4	<b>固定負債</b>	<b>6,879</b>
<b>固定資産</b>	<b>34,073</b>	長期借入金	2,837
<b>有形固定資産</b>	<b>13,044</b>	繰延税金負債	1,451
建物及び構築物	5,455	退職給付引当金	2,152
機械装置及び運搬具	4,324	役員退職慰労引当金	17
工具器具及び備品	70	その他	421
土地	3,113	<b>負債合計</b>	<b>12,454</b>
建設仮勘定	79	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>86</b>	<b>株主資本</b>	<b>26,804</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,942</b>	資本金	1,313
投資有価証券	20,206	資本剰余金	76
長期貸付金	36	利益剰余金	33,950
繰延税金資産	224	自己株式	△8,535
その他	544	その他の包括利益累計額	4,207
貸倒引当金	△68	その他有価証券評価差額金	4,207
<b>資産合計</b>	<b>43,627</b>	<b>新株予約権</b>	<b>160</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>31,172</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>43,627</b>

## 連結損益計算書

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		21,069
売 上 原 価		14,684
売 上 総 利 益		6,384
販売費及び一般管理費		6,258
営 業 利 益		126
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	451	
持分法による投資利益	49	
そ の 他	121	621
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46	
そ の 他	76	122
経 常 利 益		624
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	62	62
特 別 損 失		
減 損 損 失	29	
投資有価証券評価損	12	41
税金等調整前当期純利益		645
法人税、住民税及び事業税	347	
法 人 税 等 調 整 額	△80	267
少数株主損益調整前当期純利益		377
当 期 純 利 益		377

## 連結株主資本等変動計算書

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,313	76	33,909	△8,534	26,764
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△336		△336
当 期 純 利 益			377		377
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	41	△1	40
当 期 末 残 高	1,313	76	33,950	△8,535	26,804

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	3,886	3,886	94	30,744
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		-		△336
当 期 純 利 益		-		377
自 己 株 式 の 取 得		-		△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	321	321	65	387
当 期 変 動 額 合 計	321	321	65	427
当 期 末 残 高	4,207	4,207	160	31,172

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	株式会社エースペーカーリー、名糖乳業株式会社、プリンスゴルフ株式会社

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 持分法を適用した関連会社数     | 1社                   |
| 会社等の名称                | 名糖アダムス株式会社           |
| (2) 持分法を適用しない関連会社の名称等 | 名糖株式会社<br>株式会社名糖蓼科山荘 |

#### 持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項 | 持分法の適用会社は、決算日が連結決算日と異なっており、適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。   |
| (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項      | 連結子会社である株式会社エースペーカーリー、名糖乳業株式会社、プリンスゴルフ株式会社の決算日は12月31日であります。事業年度の末日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないため、各社の同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、平成24年1月1日から連結決算日平成24年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。 |

#### 3. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ・ 其他有価証券

##### 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

##### ・ 機械及び装置

主として、定額法

ただし、連結子会社2社は定率法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- ・平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）

定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

- ・その他の有形固定資産

定率法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、当社の建物のうち、昭和47年3月期以前の取得にかかる設備については、会社基準による耐用年数を採用しております。

## ② 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 返品調整引当金

当社は販売した菓子および飲料の返品に備えるため、これに対応する返品見込額の売買利益相当額および返品された製品の価値減少相当額を計上しております。

### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生時の翌連結会計年度に全額費用処理しております。

### ④ 役員退職慰労引当金

連結子会社1社は役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

## (5) 追加情報

### ① 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

### ② 法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.5%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.7%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は196百万円減少し、その他有価証券評価差額金は272百万円、法人税等調整額は76百万円それぞれ増加しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産

設備資金借入金800百万円（長期借入金755百万円、一年以内返済予定の長期借入金44百万円）の担保に供しているものは、次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	982百万円（帳簿価額）
土地	89 〃 （ 〃 ）
計	1,071百万円（帳簿価額）

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,151百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 21,265,000株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決 議	株式の種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成23年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通 株式	336	20.00	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	336百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	20.00円
④ 基準日	平成24年3月31日
⑤ 効力発生日	平成24年6月29日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金の使途は主として運転資金であります。長期借入金の使途は主として設備投資であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	2,384	2,384	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,591	4,591	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	18,203	18,203	—
(4) 支払手形及び買掛金	(2,026)	(2,026)	—
(5) 短期借入金	(670)	(670)	—
(6) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	(3,707)	(3,708)	1

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

##### (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

##### (4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。



(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社および子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,401百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

### 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の駐車場や倉庫等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時 価
876	2,294

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,844円83銭
1株当たり当期純利益	22円46銭

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,890</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,235</b>
現金及び預金	1,787	支払手形	224
受取手形	224	買掛金	983
売掛金	3,416	短期借入金	670
有価証券	398	1年内返済予定長期借入金	720
商品及び製品	877	未払金	184
仕掛品	296	未払費用	1,247
原材料及び貯蔵品	669	未払法人税等	113
繰延税金資産	182	返品調整引当金	8
その他	40	その他	83
貸倒引当金	△4	<b>固定負債</b>	<b>5,231</b>
<b>固定資産</b>	<b>32,020</b>	長期借入金	1,620
<b>有形固定資産</b>	<b>11,188</b>	繰延税金負債	1,451
建物	4,773	退職給付引当金	2,050
構築物	487	その他	109
機械及び装置	2,775	<b>負債合計</b>	<b>9,466</b>
車輛運搬具	6	<b>(純資産の部)</b>	
工具器具及び備品	57	<b>株主資本</b>	<b>26,056</b>
土地	3,025	資本金	1,313
建設仮勘定	61	資本剰余金	76
<b>無形固定資産</b>	<b>61</b>	資本準備金	76
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,770</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>33,202</b>
投資有価証券	19,433	利益準備金	328
関係会社株式	857	その他利益剰余金	32,874
長期貸付金	36	配当準備積立金	720
その他	501	固定資産圧縮積立金	829
貸倒引当金	△58	別途積立金	29,600
		繰越利益剰余金	1,725
		<b>自己株式</b>	<b>△8,535</b>
		評価・換算差額等	4,227
		その他有価証券評価差額金	4,227
		<b>新株予約権</b>	<b>160</b>
<b>資産合計</b>	<b>39,910</b>	<b>純資産合計</b>	<b>30,443</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>39,910</b>

## 損 益 計 算 書

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,161
売 上 原 価		9,762
売 上 総 利 益		5,398
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,917
営 業 利 益		480
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	473	
そ の 他	109	582
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23	
そ の 他	69	93
経 常 利 益		969
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	62	62
特 別 損 失		
減 損 損 失	26	26
税 引 前 当 期 純 利 益		1,005
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	343	
法 人 税 等 調 整 額	54	398
当 期 純 利 益		607

## 株主資本等変動計算書

〔平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本							利益剰余金 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合 計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
			配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,313	76	328	720	762	29,100	2,020	32,931
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△336	△336
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加					66		△66	-
別途積立金の積立						500	△500	-
当 期 純 利 益							607	607
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	66	500	△295	271
当 期 末 残 高	1,313	76	328	720	829	29,600	1,725	33,202

	株主資本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
当 期 首 残 高	△8,534	25,785	3,888	94	29,768
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△336			△336
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加		-			-
別途積立金の積立		-			-
当 期 純 利 益		607			607
自己株式の取得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	338	65	404
当 期 変 動 額 合 計	△1	270	338	65	675
当 期 末 残 高	△8,535	26,056	4,227	160	30,443

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

機械及び装置

定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）

定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

その他の有形固定資産

定率法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、建物のうち、昭和47年3月期以前の取得にかかる設備については、会社基準による耐用年数を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 返品調整引当金 販売した菓子および飲料の返品に備えるため、これに対応する返品見込額の売買利益相当額および返品された製品の価値減少相当額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
なお、数理計算上の差異については、発生時の翌事業年度に全額費用処理しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。
5. 追加情報
- (1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用  
当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。
- (2) 法人税率の変更等による影響  
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.5%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.7%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%となります。この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は215百万円減少し、その他有価証券評価差額金は273百万円、法人税等調整額は58百万円それぞれ増加しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 15,424百万円
2. 保証債務  
連結子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。  
株エースベーカリー 200百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- (1) 短期金銭債権 10百万円
- (2) 短期金銭債務 17百万円

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	432百万円
仕入高	204百万円
営業取引以外の取引による取引高	29百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数	
普通株式	4,454,689株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。なお、繰延税金資産から控除した評価性引当額は545百万円であります。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は事務機器、製造設備等の一部であります。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,801円50銭
1株当たり当期純利益	36円14銭

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月21日

名糖産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 正 司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 豊 田 裕 一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名糖産業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名糖産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



独立監査人の監査報告書

平成24年5月21日

名糖産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 正 司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 豊 田 裕 一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名糖産業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員が一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役並びに監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証を密にし、必要に応じて意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月25日

名糖産業株式会社 監査役会

常勤監査役 吉野 俊彦 ㊟

社外監査役 太田 賢一 ㊟

社外監査役 寺澤 弘 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の経営基盤強化に向けた内部留保を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本とし、さらに業績や会社記念に応じて増配を実施する方針であります。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

期末配当金につきましては、上記の方針に基づき、1株につき18円の普通配当に、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため2円の特別配当を加え、合計1株につき20円とさせていただきたいと存じます。

##### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円      総額 336,206,220円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保金につきましては、長期間にわたる研究開発投資や製造設備投資に充当し、今後の事業拡大に活用するため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金                      200,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金                              200,000,000円

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	※ さ の よし ゆき 佐野 佳之 (昭和28年5月23日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年6月 当社食品開発部長 平成21年6月 当社執行役員食品開発部長 (現任)	4,231株
2	てら ざわ ひろし 寺澤 弘 (昭和11年6月2日生)	昭和36年4月 弁護士登録 昭和40年4月 寺澤綜合法律事務所開設、 同代表(現任) 平成14年6月 日邦産業㈱社外監査役 (現任) 平成20年6月 当社監査役(現任)	2,000株
3	※ いな こし ち づか 稲越 千束 (昭和24年6月15日生)	昭和50年3月 監査法人伊東会計事務所 (現有限責任 あずさ監査 法人)入所 昭和55年9月 公認会計士登録 平成10年7月 同監査法人代表社員 平成23年7月 有限責任 あずさ監査法人 退所	0株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 寺澤 弘および稲越千束の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は寺澤 弘氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。また、稲越千束氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、両取引所に独立役員として届け出ております。
  - (2) 社外監査役候補者とする理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について
    - ① 寺澤 弘氏につきましては、長年の弁護士として培われた法律知識を当社の監査体制に活かしていただくため選任をお願いするものであります。また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営に関する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
    - ② 稲越千束氏につきましては、公認会計士として財務および会計に関する知見を当社の監査体制に活かしていただくため選任をお願いするものであります。また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務・法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (3) 寺澤 弘氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (4) 社外監査役との責任限定契約について
- ① 寺澤 弘氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
  - ② 稲越千束氏の選任が承認された場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ひろせとしひこ 廣瀬利彦 (昭和17年12月1日生)	昭和36年3月 名糖(株)入社 平成11年4月 同社取締役 平成18年4月 同社常務取締役 平成20年4月 同社退職	0株

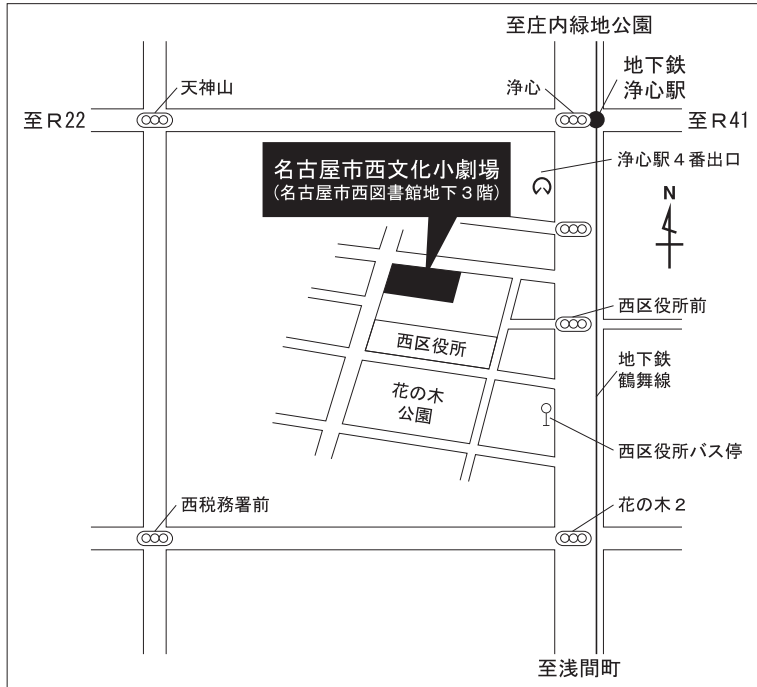
- (注) 1. 候補者廣瀬利彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者廣瀬利彦氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 候補者廣瀬利彦氏を社外監査役の補欠として選任する理由は、同氏が名糖株式会社役員として培った豊富な経験および幅広い見識等を監査役に就任した場合に、当社の監査体制に活かしていただくためであります。
4. 候補者廣瀬利彦氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 候補者廣瀬利彦氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

以上

M E M O

## 株主総会 会場ご案内

昨年とは開催場所が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



名古屋市西区花の木二丁目18番23号  
名古屋市西文化小劇場(名古屋市西図書館地下3階)  
電話 (052) 523-0080

- 地下鉄 鶴舞線で「浄心」下車、4番出口より南へ徒歩約3分
- 市バス 名古屋駅バス停留所 3番のりば(旧名古屋ターミナルビル東側)  
・名駅12 如意車庫前行き「西区役所」下車、北へ徒歩約3分  
※旧名古屋駅ターミナルビル建替工事に伴い、バス停留所が変更されております。詳しくは、「名古屋市交通局」のホームページもしくはテレホンセンター(052-522-0111)にて、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

駐車場(有料)は台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。